

## 鹿児島県浄化槽指導監督要領

### (目的)

第1条 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）に基づく指導監督を行うに当たり、必要な事項を定めることにより、指導監督業務の適正かつ円滑な遂行を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の者で浄化槽の管理について権原を有する者をいう。
- (2) 指定検査機関 法第57条第1項の規定により知事が指定した者をいう。
- (3) 使用開始検査 法第7条第1項に規定する水質に関する検査をいう。
- (4) 定期検査 法第11条第1項に規定する水質に関する検査をいう。
- (5) 法定検査 使用開始検査及び定期検査を総称していう。
- (6) 保健福祉環境部長等 地域振興局及び支庁保健福祉環境部長、熊毛支庁屋久島事務所長及び大島支庁徳之島事務所長並びに、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年3月28日条例第7号）別表土木部5の4に定める事務について、権限移譲を受けた市町村（以下、「権限移譲市町村」という。）の長をいう。
- (7) 衛生・環境課長等 地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課長、鹿児島地域振興局及び熊毛支庁保健福祉環境部健康企画課長、熊毛支庁屋久島事務所保健福祉環境課長、大島支庁保健福祉環境部衛生・環境室長及び大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課長並びに、権限移譲市町村の長をいう。
- (8) 土木建築課長等 地域振興局建設部土木建築課長、熊毛支庁建設部建設課長、熊毛支庁屋久島事務所建設課長、大島支庁建設部建設課長及び大島支庁徳之島事務所建設課長をいう。
- (9) 浄化槽関係者 浄化槽工事業者、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽技術管理者をいう。
- (10) 維持管理関係者 浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽技術管理者をいう。
- (11) 無管理浄化槽 法第4条第7項に規定する浄化槽の保守点検の技術上の基準又は法第4条第8項に規定する浄化槽の清掃の技術上の基準に従って、浄化槽の保守点検又は清掃が行われていることが認められない浄化槽をいう。
- (12) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (13) 浄化槽情報共有システム 法第49条に規定する浄化槽台帳に位置付けるもの

で、設置情報、法定検査の結果、その他浄化槽管理に関する情報を各行政機関、指定検査機関、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者で電磁的記録により共有できるシステムをいう。

(14) 特定既存単独処理浄化槽 そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽をいう。

(法定検査受検拒否者対策)

第3条 指定検査機関は、法定検査を実施する旨を通知したにもかかわらず、浄化槽管理者が法定検査を受けない場合は、当該浄化槽管理者に対して、法定検査の趣旨を説明し、法定検査を受けるよう助言する。

また、本条第2項以降による措置にもかかわらず、法定検査を実施する旨を通知してから1年を経過しても浄化槽管理者が法定検査を受けない場合は、再度通知する。

- 2 指定検査機関は、毎月5日までに、前々月中に法定検査を実施する旨を通知したにもかかわらず、浄化槽管理者が前月末までに法定検査を受けない場合は、当該浄化槽管理者の名簿を作成し、様式第1号により衛生・環境課長等に報告する。
- 3 衛生・環境課長等は、前項の報告があった月の末日までに、報告のあった使用開始検査を受けない浄化槽管理者に対しては様式第2-1号により、定期検査を受けない浄化槽管理者に対しては様式第2-2号により通知するとともに、法定検査を指定検査機関に依頼するよう求め、その通知日を様式第3号により速やかに、指定検査機関に通知する。
- 4 指定検査機関は、毎月10日までに、第2項の規定に基づき報告を行った日から3月を経過しても、浄化槽管理者が法定検査を受けない場合は、その名簿を作成し、様式第4号により、衛生・環境課長等に報告する。
- 5 衛生・環境課長等は、前項の報告があった場合は、再度第3項の措置を行う。
- 6 指定検査機関は、毎月10日までに、前項の規定に基づき行われた第3項による通知を受けた日から3月を経過しても、浄化槽管理者が法定検査を受けない場合はその名簿を作成し、様式第4号により、衛生・環境課長等に報告する。
- 7 衛生・環境課長等は、第5項の規定による通知を行ったにもかかわらず、浄化槽管理者が法定検査を受けない場合は、必要に応じて現地において指導を行うとともに、無管理浄化槽など、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対して、様式第5号により勧告した日から3月内に法定検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。また、衛生・環境課長等は、勧告を行った浄化槽管理者の氏名及び勧告した日を指定検査機関に速やかに、様式第6号により通知する。
- 8 指定検査機関は、衛生・環境課長等が、前項の規定により勧告を行ったにもかかわらず、浄化槽管理者が、勧告日より3月を経過しても法定検査を受けない場合は、その旨を様式第7号により衛生・環境課長等に速やかに報告する。
- 9 保健福祉環境部長等は、第7項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当

な理由がなくて法定検査を受けなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、様式第8号によりその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

なお、命令に当たっては、あらかじめ生活排水対策室と協議を行うこととする。

また、保健福祉環境部長等は、命令を行った浄化槽管理者の氏名及び命令した日を生活排水対策室及び指定検査機関に速やかに、様式第9号により通知する。

(指定検査機関の行う報告等)

第4条 指定検査機関は毎月末までに、使用開始検査の結果については様式第10-1号により、定期検査の結果については様式第10-2号により、その前月中に実施した法定検査の結果を、生活排水対策室長、建築課長、衛生・環境課長等及び土木建築課長等に報告する。

ただし、衛生・環境課長等及び土木建築課長等に報告するに当たっては、その所管する区域の浄化槽で、法定検査の結果「おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい又は今後の経過を注意して観察する必要がある」(以下「おおむね適正」という。)及び「不適正であり、改善を要する」(以下「不適正」という。)と判定した浄化槽に係る検査結果のみを報告する。

2 指定検査機関が衛生・環境課長等及び土木建築課長等に前項の報告を行うに当たっては、「おおむね適正」又は「不適正」と判定した要因に対応する表1に定める記号を、様式第10-1号及び第10-2号の別添の備考欄に記載し報告する。

3 指定検査機関は、毎月末までに、その前月中に実施した法定検査の結果、次の各号に該当する浄化槽について、表1の要因に応じて、当該要因に対応する同表の記号が「土木」の場合は土木建築課長等、「衛生」の場合は衛生・環境課長等、「土・衛」の場合は、状態に応じ土木建築課長等又は衛生・環境課長等に、「合同」の場合は衛生・環境課長等及び土木建築課長等に、様式第11号により報告する。

(1) 生活環境に著しい支障を及ぼし、緊急度及び重要度が高いと判定した浄化槽  
(行政対応レベルⅢ)

(2) 明らかな法令違反が認められるなど、重要度が高いと判定した浄化槽 (行政対応レベルⅡ)

(3) 浄化槽管理者又は浄化槽保守点検業者へ情報提供を行ったが、改善が認められず早急に改善を要する浄化槽 (行政対応レベルⅠ)

なお、第1項の様式第10-1号別添及び様式第10-2号別添並びに様式第11号には、各行政対応レベルを併記する。

4 指定検査機関は、浄化槽工事業者毎に、前年度に使用開始検査を実施した浄化槽に占める、工事に起因して「おおむね適正」又は「不適正」と判定した浄化槽の割合を算出し、当該浄化槽工事業者が前年度に浄化槽工事を実施した地域を管轄する土木建築課長等に、当該年度の4月末日までに様式第12-1号により報告する。

5 指定検査機関は、浄化槽保守点検業者毎に、前年度に定期検査を実施した浄化槽に占める、保守点検に起因して「おおむね適正」又は「不適正」と判定した浄化槽の割合を算出し、当該浄化槽保守点検業者が前年度に浄化槽の保守点検を実施した

地域を管轄する衛生・環境課長等に、当該年度の4月末日までに様式第12-2号により報告する。

- 6 指定検査機関は、衛生・環境課長等及び土木建築課長等の求めに応じ、法定検査に係る浄化槽の改善指導方針等について協議を行う。

表1

要因	記号		要因	記号	
	使用開始検査	定期検査		使用開始検査	定期検査
1 水平の狂い	土木	土木	41 活性汚泥の異常	—	衛生
2 浮上, 沈下	土木	土木	42 その他の設備の稼働不良	土木	衛生
3 破損, 変形	土木	土木	43 流入管渠(路)の水流の不良	土木	衛生
4 漏水	土木	土・衛	44 放流管渠(路)の水流の不良	土木	衛生
5 溢流	土木	土・衛	45 各単位装置間の水流の不良	土木	衛生
6 上部スラブの打設の無	土木	土木	46 越流ぜきにおける越流不良	土木	衛生
7 嵩上げ過大	土木	土木	47 原水(放流)ポンプ槽の水位の不良	土木	衛生
8 槽上部, 周辺, 構造の不良	土木	土木	48 流量調整槽の水位, 水流の不良	土木	衛生
9 雨水の流入	土木	土木	49 嫌気ろ床槽の水位の不良	土木	衛生
10 土砂の流入	土木	土木	50 ばっ気槽の水位, 水流の不良	土木	衛生
11 その他特殊な排水の流入	合同	合同	51 接触ばっ気槽の水位, 水流の不良	土木	衛生
12 スクリーン設備の固定不良	土木	土・衛	52 生物ろ過槽, 担体流動層の水位, 水流の不良	土木	衛生
13 ポンプ設備の固定不良	土木	土・衛	53 平面酸化, 散水ろ床槽の水流の不良	—	衛生
14 接触材, ろ材, 担体等の固定及び保持の不良	土木	土・衛	54 沈殿槽の水位, 水流の不良	土木	衛生
15 ばっ気装置の固定不良	土木	土・衛	55 その他の単位装置の水位, 水流の不良	土木	衛生
16 攪拌装置の固定不良	土木	土・衛	56 原水ポンプ槽の汚泥堆積, スカム生成の異常	衛生	衛生
17 汚泥返(移)送装置の固定不良	土木	土・衛	57 流量調整槽の汚泥堆積, スカム生成の異常	衛生	衛生
18 循環装置の固定不良	土木	土・衛	58 腐敗室, 沈殿分離槽, 嫌気ろ床槽の汚泥堆積, スカム生成の異常	衛生	衛生
19 逆洗装置・洗浄装置の固定不良	土木	土・衛	59 ばっ気槽, 接触ばっ気槽の汚泥堆積, スカム生成の異常	衛生	衛生
20 膜モジュールの固定不良	土木	土・衛	60 生物ろ過槽, 担体流動槽の汚泥堆積, スカム生成の異常	衛生	衛生
21 消毒設備の固定不良	土木	土・衛	61 沈殿槽の汚泥堆積, スカム生成の異常	衛生	衛生
22 越流ぜきの固定不良	土木	土・衛	62 消毒槽の汚泥堆積, スカム生成の異常	衛生	衛生

23隔壁, 仕切板, 移流管の固定不良	土木	土・衛	63消泡ポンプ槽の汚泥堆積, スカム生成の異常	衛生	衛生
24その他の内部設備の固定不良	土木	土・衛	64消毒槽の汚泥堆積, スカム生成の異常	衛生	衛生
25設置場所の状況不良	土木	土木	65汚泥処理設備の汚泥堆積, スカム生成の異常	衛生	衛生
26流入・放流管渠の設置状況不良	土木	土木	66汚泥の流出	衛生	衛生
27送風機の未設置等	土木	土木	67油脂類の流入過多	衛生	衛生
28増改築等	合同	合同	68処理対象以外の排水の流入	合同	合同
29ポンプの稼働不良	土木	衛生	69異物の混入	衛生	衛生
30送風機の稼働不良	土木	衛生	70流入汚水量, 洗浄用水等の異常	衛生	衛生
31駆動装置の稼働不良	土木	衛生	71悪臭の発生	衛生	衛生
32ばっ気装置の稼働不良	土木	衛生	72悪臭防止装置の不良	衛生	衛生
33攪拌装置の稼働不良	土木	衛生	73消毒剤の無	衛生	衛生
34汚泥返(移)送装置の稼働不良	土木	衛生	74処理水と消毒剤の接触不良	衛生	衛生
35循環装置の稼働不良	土木	衛生	75か, はえ等の発生	衛生	衛生
36逆洗装置・洗浄装置の稼働不良	土木	衛生	76水質悪化	衛生	衛生
37膜モジュールの稼働不良	土木	衛生	77要保守点検	衛生	衛生
38制御装置の稼働不良	土木	衛生	78要清掃	衛生	衛生
39調整装置の稼働不良	土木	衛生	79その他	合同	合同
40 生物膜の異常	—	衛生			

(法定検査後の措置)

第5条 指定検査機関は、法定検査の結果を浄化槽管理者に通知する。

2 指定検査機関は、法定検査の結果「おおむね適正」又は「不適正」と判定した浄化槽について、責任に応じて、浄化槽関係者のいずれかに対して、改善するよう助言する。

(維持管理に係る改善命令及び工事に係る指示)

第6条 衛生・環境課長等又は土木建築課長等は、次の各号のいずれかに該当する浄化槽について、責任に応じて浄化槽関係者のいずれかに対して、様式第13号により通知し、改善報告を求める。

- (1) 生活環境に著しい支障を及ぼし、緊急度及び重要度が高いと判定した浄化槽 (行政対応レベルⅢ)
- (2) 明らかな法令違反が認められるなど、重要度が高いと判定した浄化槽 (行政対応レベルⅡ)
- (3) 浄化槽管理者又は保守点検業者へ情報提供を行ったが、改善が認められず早急に改善を要する浄化槽 (行政対応レベルⅠ)
- (4) 周辺住民から苦情があった浄化槽

2 土木建築課長等は、第4条第4項の報告において、工事に起因して「不適正」と

判定された浄化槽の割合が5%を超える場合は、当該浄化槽工事業者に対して、必要に応じて立入検査を行うとともに、様式第14-1号により通知する。

- 3 衛生・環境課長等は、第4条第5項の報告において、保守点検に起因して「不適正」と判定された浄化槽の割合が5%を超える場合は、当該浄化槽保守点検業者に対して、必要に応じて立入検査を行うとともに、様式第14-2号により通知する。
- 4 衛生・環境課長等又は土木建築課長等は、浄化槽関係者から改善報告書が提出された場合は、必要に応じてその改善状況を確認するために、現地調査を行う。
- 5 改善報告書が提出されない場合は、衛生・環境課長等又は土木建築課長等は、必要に応じて当該浄化槽のある土地又は建物に立入検査を行う。
- 6 衛生・環境課長等は、現地調査又は立入検査の結果、当該浄化槽の改善が図られていないと認める場合で、無管理浄化槽など、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは当該浄化槽の維持管理関係者のいずれかに対し、様式第15号により当該浄化槽の保守点検又は清掃について、勧告を行うことができる。
- 7 保健福祉環境部長等は、前項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該浄化槽の改善が図られていないと認める場合は、その原因に応じて維持管理関係者のいずれかに対し、様式第16号により当該浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、様式第17号により、10日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

なお、命令に当たっては、あらかじめ生活排水対策室と協議を行うこととする。

また、保健福祉環境部長等は、命令を行った維持管理関係者の氏名及び命令した日を生活排水対策室及び指定検査機関に速やかに、様式第18号又は様式第19号により通知する。

#### (特定既存単独処理浄化槽等に対する措置)

第7条 各行政機関及び指定検査機関は、公共用水域の水質保全等のため、単独処理浄化槽を使用する浄化槽管理者に対して、日頃から合併処理浄化槽への転換の必要性等について周知・啓発に努め、自主的な転換を促すものとする。

- 2 前条に基づく改善の指導、勧告、命令の対象が特定既存単独処理浄化槽に該当する場合は、衛生・環境課長等、土木建築課長等又は保健福祉環境部長等は、当該浄化槽管理者に除却や修繕など生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を求めることができる。

#### (その他)

第8条 指定検査機関が県の関係機関に対して報告等を行う場合及び県の関係機関が指定検査機関に対して通知を行う場合は、電磁的記録により行うことができる。

なお、この場合は、原則として浄化槽情報共有システムを使用する。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

空 白



様式第1号（要領第3条関係）

年 月 日

殿

報告者（指定検査機関名） 印

法定検査（使用開始検査，定期検査）の未受検者報告について（報告）

標記のことについて，別添のとおり報告します。

なお，貴職から未受検者に通知文を送付されたら，その旨をお知らせください。

様式第1号別添（要領第3条関係）

法定検査（使用開始検査，定期検査）未受検者名簿

年 月検査予定分

浄化槽 番号	管理者氏名 設置場所	管理者住所 建物の名称・用途	処理方式 規模（人槽）	拒否確認日等 点検業者	拒否理由

年 月 日  
（〇〇〇〇課扱い）

様

地域振興局・支庁の長<sup>印</sup>

## 浄化槽法第7条第1項に規定する水質に関する検査（使用開始検査）について

あなたが管理する下記浄化槽は、浄化槽法第7条第1項に規定する水質に関する検査（使用開始検査）が受検されていません。

この検査は、浄化槽が適正に設置されているか、また正常に稼働しているかを確認するためのものであり、浄化槽法では、浄化槽管理者は、県知事が指定する検査機関の実施する検査を受けなければならないことが規定されていますので、別紙により検査機関に検査を依頼し、必ず受検してください。

なお、浄化槽の設置手続きの際に法定検査を受検することが誓約されており検査申込書が提出されていますので申し添えます。

### 記

- 1 設置場所
- 2 建物の名称・用途
- 3 処理方式及び規模（人槽）

#### 浄化槽法第7条（設置後等の水質検査）

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）、は都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

#### 環境省関係浄化槽法施行規則第4条（設置後等の水質検査の内容等）

法第7条第1項の環境省令で定める期間は、使用開始後3月を経過した日から5月間とする。

参考（様式第2-1号別紙）

年 月 日

（指定検査機関名） 御中

〒  
住所  
氏名又は名称  
電話番号 ( ) -

事業所等の場合  
担当者氏名  
担当部署

### 浄化槽法第7条第1項に規定する水質に関する検査（使用開始検査） 実施依頼書

下記の浄化槽について、浄化槽法第7条第1項に規定する水質に関する検査（使用開始検査）の実施を依頼します。

#### 記

1 設置場所	
2 建物の名称・用途	
3 処理方式 規模（人槽）	

年 月 日  
（〇〇〇〇課扱い）

様

地域振興局・支庁の長<sup>印</sup>

## 浄化槽法第11条第1項に規定する水質に関する 検査（定期検査）について

あなたが管理する下記浄化槽は、浄化槽法第11条第1項に規定する水質に関する検査が受検されていません。

この検査は、保守点検及び清掃等が適切に行われ、正常に機能しているかを確認するためのものであり、浄化槽法では、浄化槽管理者は、県知事が指定する検査機関の実施する検査を受けなければならないことが規定されていますので、別紙により検査機関に検査を依頼し、必ず受検してください。

なお、浄化槽の設置手続きの際に法定検査を受検することが誓約されており検査申込書が提出されていますので申し添えます。

### 記

- 1 設置場所
- 2 建物の名称・用途
- 3 処理方式及び規模（人槽）

#### 浄化槽法第11条（定期検査）

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

参考（様式第 2 - 2 号別紙）

年 月 日

（指定検査機関名） 御中

〒  
住所  
氏名又は名称  
電話番号 ( ) -

事業所等の場合  
担当者氏名  
担当部署

浄化槽法第 11 条第 1 項に規定する水質に関する  
検査（定期検査）実施依頼書

下記の浄化槽について、浄化槽法第 11 条第 1 項に規定する水質に関する検査（定期検査）の実施を依頼します。

記

1 設置場所	
2 建物の名称・用途	
3 処理方式 規模（人槽）	

様式第3号（要領第3条関係）

年 月 日  
（〇〇〇〇課扱い）

（指定検査機関代表者）様

地域振興局・支庁の長 印

### 浄化槽法定検査に係る受検指導について

貴職から 年 月 日に報告があった 年 月分の法定検査（使用開始検査，定期検査）の未受検者に対して， 年 月 日付で法定検査を受けるよう通知を行いました。

様式第4号（要領第3条関係）

年 月 日

殿

報告者（指定検査機関名） 印

法定検査（使用開始検査，定期検査）の受検再拒否者の報告について（報告）

年 月分の法定検査（使用開始検査，定期検査）未受検者については，年 月 日に貴職に報告しましたが，別添記載の浄化槽管理者は，貴職から文書指導を受けたにもかかわらず，法定検査を未だ受けていないので，報告します。



様式第4号別添（要領第3条関係）

法定検査（使用開始検査，定期検査）受検再拒否者名簿

年 月検査予定分

浄化槽 番号	管理者氏名 管理者住所	設置場所 建物の用途・名称	処理方式 規模（人槽）	拒否確認日等 点検業者	拒否理由

文 書 番 号  
年 月 日  
(〇〇〇〇課扱い)

様

地域振興局・支庁の長 印

### 浄化槽法定検査（使用開始検査，定期検査）受検勧告書

あなたの管理する下記浄化槽について，浄化槽法第（7条第1項，11条第1項）に規定する水質に関する（使用開始検査，定期検査）を， 年 月 日までに受けるよう浄化槽法第（7条の2第2項，12条の2第2項）の規定により勧告します。

#### 記

- 1 設置場所
- 2 建物の名称・用途
- 3 処理方式及び規模（人槽）

様式第6号（要領第3条関係）

年 月 日  
（〇〇〇〇課扱い）

（指定検査機関代表者）様

地域振興局・支庁の長 印

### 浄化槽法定検査に係る勧告について

下記の浄化槽管理者に対して、年 月 日に浄化槽法第7条第1項（第11条第1項）に規定する水質に関する検査を受けるよう勧告を行いましたので、通知します。

#### 記

- 1 浄化槽管理者の氏名及び住所
- 2 浄化槽の設置場所
- 3 建物の名称・用途
- 4 処理方式及び規模（人槽）
- 5 受検の期限 年 月 日

年 月 日

殿

報告者（指定検査機関名） 印

勧告に係る法定検査（使用開始検査，定期検査）の受検拒否者の報告について（報告）

年 月 日付で貴職が法定検査を受けるよう勧告を行った下記の者は，勧告に係る措置をとる期限までに，法定検査を受けていないので，報告します。

記

- 1 浄化槽管理者の氏名及び住所
- 2 勧告日
- 3 浄化槽の設置場所
- 4 建物の名称・用途
- 5 処理方式及び規模（人槽）
- 6 受検の期限 年 月 日

様

地域振興局・支庁の長 印

## 浄化槽法定検査（使用開始検査，定期検査）受検命令書

あなたの管理する下記浄化槽について，浄化槽法第（7条第1項，11条第1項）に規定する水質に関する検査を 年 月 日までに受けるよう，浄化槽法第（7条の2第3項，12条の2第3項）の規定により命ずる。

記

- 1 設置場所
- 2 建物の名称・用途
- 3 処理方式及び規模（人槽）

（教示）

この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，鹿児島県に対して審査請求をすることができます。

この処分については，前記審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，鹿児島県を被告として（訴訟において地方公共団体を代表する者は鹿児島県知事となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，前記審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第9号（要領第3条関係）

年 月 日  
(〇〇〇〇課扱い)

(指定検査機関代表者，生活排水対策室長) 殿

地域振興局・支庁の長 印

### 浄化槽法法定検査に係る命令について

下記の浄化槽管理者に対して， 年 月 日に浄化槽法第7条第1項（第11条第1項）に規定する水質に関する検査を受けるよう命令を行いましたので，通知します。

#### 記

- 1 浄化槽管理者の氏名及び住所
- 2 浄化槽の設置場所
- 3 建物の名称・用途
- 4 処理方式及び規模（人槽）
- 5 受検の期限 年 月 日

年 月 日

殿

報告者 （指定検査機関名） 印

浄化槽使用開始検査の結果について（報告）

標記のことについて、 年 月分を別添のとおり報告します。

人槽 型別	区分	5-10	11-20	21-50	51-100	101-500	501-1000	1001以上	計
	合併	イ ロ ハ							
計									
備考		イ	%	件					
		ロ	%	件					
		ハ	%	件					





年 月 日

殿

報告者 （指定検査機関名） 印

浄化槽定期検査の結果について（報告）

標記のことについて、 年 月分を別添のとおり報告します。

人槽 型別	区分	5-10	11-20	21-50	51-100	101-500	501-1000	1001以上	計
		みなし (単独)	イ ロ ハ						
合併	イ ロ ハ								
計									
備考		イ	%	件					
		ロ	%	件					
		ハ	%	件					



年 月 日

殿

報告者（指定検査機関名） 印

### 改善を要する浄化槽に関する報告

年 月に実施した法定検査の結果、下記のとおり、改善を要するものと認められる浄化槽を報告します。

#### 記

浄化槽管理者名	設置場所	要改善事項	指導対象者	備考

- \* 1 要改善事項欄には、改善を要する事項を記載すること。
- \* 2 指導対象者欄には、当該浄化槽の要改善事項を改善するために、指導等を行うべき者を記載すること。
- \* 3 備考欄には、要領第4条第3項各号のいずれに該当するかが分かるよう、「Ⅲ，Ⅱ，Ⅰ」のいずれかを記載すること。
  - Ⅲ：生活環境に著しい支障を及ぼし、緊急度及び重要度が高いと判定した浄化槽（行政対応レベルⅢ）
  - Ⅱ：明らかな法令違反が認められるなど、重要度が高いと判定した浄化槽（行政対応レベルⅡ）
  - Ⅰ：浄化槽管理者又は保守点検業者へ情報提供を行ったが、改善が認められず早急に改善を要する浄化槽（行政対応レベルⅠ）
- \* 4 要領第4条第3項第1号又は第2号に該当する浄化槽については、当該浄化槽毎に別添書類を添付（特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれがある場合はその旨及びその判定理由を付記）して報告すること。

様式第11号別添（要領第4条関係）

法定検査結果詳細報告書（ ）検査

浄化槽番号	
管理者名	
管理者住所	
設置場所	
建物の名称・用途	
処理対象人員	
設置年月日	

検査員名			
検査年月日		処理目標水質	
総合判定	BOD	mg/l	
指摘改善事項			
前年度所見	所見		

詳細状況

--

\*写真等を添付





年 月 日  
（〇〇〇〇課扱い）

様

地域振興局・支庁の長 印

### 浄化槽の適正な工事（維持管理）について

あなたが設置した（管理する）浄化槽については、下記の理由により適正に工事（維持管理）が行われていません。

については、下記改善事項について、改善してくださるようお願いします。

なお、改善を行った場合は、別添様式により 年 月 日までに、改善報告書を提出してくださるようお願いします。

#### 記

- 1 設置場所
- 2 建物の名称・用途
- 3 処理方式及び規模（人槽）
- 4 改善を要する事項

（工事に関する改善報告の期限は 3 ヶ月以内、その他に関する改善報告の期限は 1 ヶ月以内とする。）

年 月 日

### 浄化槽改善報告書

殿

住所  
氏名  
浄化槽設置場所

印

標記のことについて、下記のとおり、浄化槽の改善報告書を提出します。

記

年 月 日通知

改善を要する事項	改善内容	完了 年 月 日

\*必要に応じて、関係書類・図面及び写真等を添付すること。



様式第 14-1 号（要領第 6 条関係）

年 月 日  
（〇〇〇〇課扱い）

（浄化槽工事業者） 様

地域振興局・支庁の長 印

### 浄化槽の適正な工事について

年度に行われた浄化槽法第 7 条第 1 項に規定する水質に関する検査の結果、貴社が工事した浄化槽で、当該年度に水質に関する検査の対象となった浄化槽に占める、貴社の工事により「不適正」と判定された浄化槽の割合が 5%を超えていました。浄化槽は適正な工事が行われることにより、本来の機能を発揮するものです。今後は、浄化槽工事の技術上の基準に従って、適正に工事を行われるようお願いします。

様式第 14－2 号（要領第 6 条関係）

年 月 日  
（〇〇〇〇課扱い）

（浄化槽保守点検業者） 様

地域振興局・支庁の長 印

### 浄化槽の適正な維持管理について

年度に行われた浄化槽法第 11 条第 1 項に規定する水質に関する検査の結果、貴社が管理する浄化槽で、当該年度に水質に関する検査の対象となった浄化槽に占める、貴社の保守点検により「不適正」と判定された浄化槽の割合が 5%を超えていました。

浄化槽は適正な保守点検が行われることにより、本来の機能を発揮するものです。

今後は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って、適正に保守点検を行われるようお願いいたします。

文 書 番 号  
年 月 日  
(〇〇〇〇課扱い)

(浄化槽管理者・保守点検業者・清掃業者・技術管理者) 様

地域振興局長・支庁の長 印

### 浄化槽改善勧告書

浄化槽の（保守点検，清掃）について，改善が必要と認められるので，浄化槽法第 12 条第 1 項の規定により，下記のとおり勧告します。

#### 記

#### 1 改善を要する浄化槽

設置場所

建物の名称・用途

処理方式

規 模          処理対象人員          人，汚水量           $\text{m}^3$ /日

#### 2 勧告内容

文 書 番 号  
年 月 日  
(〇〇〇〇課扱い)

(浄化槽管理者・保守点検業者・清掃業者・技術管理者) 様

地域振興局・支庁の長 印

## 浄化槽改善措置命令書

あなた（貴社）が管理する（（保守点検・清掃）している）下記の浄化槽は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。（以下「法」という。）第 8 条（第 9 条）に規定する浄化槽の保守点検（清掃）の技術上の基準に従って行われていないと認められるので、法第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり改善措置を命ずる。

なお、この命令に違反した場合には、法第 62 条により罰せられることがある。

### 記

1 改善を要する浄化槽

設置場所

建物の名称・用途

処理方式

規 模 処理対象人員 人，汚水量  $\text{m}^3/\text{日}$

2 改善期限

年 月 日まで

3 改善を命じる理由

### (教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鹿児島県に対して審査請求をすることができます。

この処分については、前記審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鹿児島県を被告として（訴訟において地方公共団体を代表する者は鹿児島県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

浄化槽管理者 様

地域振興局・支庁の長 印

### 浄化槽使用停止命令書

あなたが管理する下記の浄化槽については、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 8 条（第 9 条）に規定する浄化槽の保守点検（清掃）の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検（清掃）が行われていないので、法第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり使用の停止を命ずる。

なお、この命令に違反した場合には、法第 62 条の規定により罰せられることがある。

#### 記

1 使用停止を命じる浄化槽

設置場所

建物の名称・用途

処理方式

規 模 処理対象人員 人，汚水量  $\text{m}^3/\text{日}$

2 使用停止期間

年 月 日から 年 月 日 まで

4 使用停止を命じる理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鹿児島県に対して審査請求をすることができます。

この処分については、前記審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鹿児島県を被告として（訴訟において地方公共団体を代表する者は鹿児島県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

年 月 日  
(〇〇〇〇課扱い)

(指定検査機関代表者，生活排水対策室長) 殿

地域振興局・支庁の長 印

### 浄化槽の保守点検（清掃）に係る命令について

下記の浄化槽について，浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 8 条（第 9 条）に規定する浄化槽の保守点検（清掃）の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検（清掃）が行われていないので，年 月 日に法第 12 条第 2 項の規定により，必要な改善措置を講じるよう命令を行いましたので，通知します。

#### 記

1 浄化槽管理者の氏名及び住所

2 改善を要する浄化槽

設置場所

建物の名称・用途

処理方式

規 模 処理対象人員 人，汚水量  $\text{m}^3/\text{日}$

3 改善期限

年 月 日まで

4 改善を命じる理由

年 月 日  
(〇〇〇〇課扱い)

(指定検査機関代表者，生活排水対策室長) 殿

地域振興局・支庁の長 印

### 浄化槽の使用停止に係る命令について

下記の浄化槽について，浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 8 条（第 9 条）に規定する浄化槽の保守点検（清掃）の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検（清掃）が行われていないので，年 月 日に法第 12 条第 2 項の規定により，浄化槽の使用を停止するよう命令を行いましたので，通知します。

#### 記

1 浄化槽管理者の氏名及び住所

2 使用停止を命じる浄化槽

設置場所

建物の名称・用途

処理方式

規 模 処理対象人員 人，汚水量  $\text{m}^3/\text{日}$

3 使用停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 使用停止を命じる理由